

## 参考資料

### ○計画策定の体制

#### 【太宰府市史跡整備検討委員会】

##### ＜委員＞

| 役職  | 氏名     | 専門等          | 所属                         |
|-----|--------|--------------|----------------------------|
| 会長  | 貞刈 厚仁  | 史跡活用（文化）     | 株式会社博多座 取締役相談役<br>元 福岡市副市長 |
| 副会長 | 田尻 義了  | 考古学          | 九州大学 比較文化研究院 教授            |
|     | 高取 千佳  | 都市計画・緑地計画    | 九州大学 芸術工学研究院 准教授           |
|     | 竹川 克幸  | 観光学・歴史学      | 日本経済大学 経済学部経済学科 教授         |
|     | 重松 敏彦  | 歴史学（古代史）     | 太宰府市公文書館                   |
|     | 入佐 友一郎 | 史跡整備（関係行政機関） | 九州歴史資料館 埋蔵文化財調査室長補佐        |
|     | 菊武 良一  | 史跡保護（関係団体）   | （公財）古都大宰府保存協会 事務局長         |
|     | 岩熊 志保  | 史跡活用（関係団体）   | （一社）まほろば自然学校 代表            |
|     | 日下部 寛行 | 史跡活用（教育）     | 元 太宰府市教育委員                 |
|     | 岡崎 琢磨  | 史跡活用（文化）     | 作家                         |

##### ＜オブザーバー＞

福岡県文化財保護課

##### ＜事務局＞

太宰府市教育部文化財課

### ○計画策定の経過

#### 【太宰府市史跡整備検討委員会】

| 回   | 開催日           | 審議事項                  |
|-----|---------------|-----------------------|
| 第1回 | 令和6年8月6日（火）   | 特別史跡大宰府跡整備基本計画の策定について |
| 第2回 | 令和6年11月28日（木） | 特別史跡大宰府跡整備基本計画の策定について |
| 第3回 | 令和7年3月7日（金）   | 特別史跡大宰府跡整備基本計画の策定について |

#### 【パブリック・コメント】

| 実施期間                              | 意見募集内容及び意見数                                |
|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| 令和6年12月23日（火）から<br>令和7年1月21日（火）まで | 特別史跡大宰府跡整備基本計画（素案）の策定について<br>→2名から4件の意見提出。 |

# ○太宰府市史跡整備検討委員会規則

## ○太宰府市史跡整備検討委員会規則

平成27年 6 月26日

教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の規定に基づき、太宰府市史跡整備検討委員会（以下「委員会」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令5教委規則46・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、太宰府市内の史跡の保存活用整備について調査及び審議を行い、教育委員会に報告する。

(令5教委規則46・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(令5教委規則46・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部文化財課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年教委規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

# ○大宰府跡客館地区整備基本構想（抜粋）（平成 28（2016）年 3 月策定）

## 第 5 章 基本構想

### 1. 基本理念

#### つながりの場の核となる客館跡

遺構の万全な保存と、その価値の伝達と成長により  
歴史や文化、空間、人々をつないでいく場の再生を目指して

大宰府は、西海道を管轄し、日本の軍事・外交にも携わった律令期最大の地方官司で、「遠の朝廷」とも呼ばれている。その中枢となる大宰府政庁と周辺官衙域の一部は、特別史跡大宰府跡として指定されている。この政庁を北の中央とする条坊制都市の中央部にあるのが、本遺跡である。

本遺跡では明確に条坊街区が検出され、またその成立・変遷について具体的に示す遺構・遺物を確認できた。さらには、8 世紀第 2 四半期から 9 世紀前半にかけて外国使節を安置供給する客館跡だったことを推定する成果も得た。このことをもとに本遺跡も特別史跡大宰府跡に追加指定されている。よって、本構想の策定においては、これを客館跡とみなして進めることとする。

外交は大宰府の大きな役割の一つであり、その実態が明らかになることは、単に大宰府の一所司の解明にとどまらず、当時の東アジアにおける外交ルールや、都城制のあり方、大陸の制度や文化の受容について知る上で、たいへん重要な意味をもつ。

なおこの場所は、現在、西鉄天神大牟田線の特急電車の停車駅であり西鉄太宰府線の起終点となる西鉄二日市駅に隣接し、周囲は住宅地に囲まれていることから、駅の乗降客や周辺の住民などが日常的に活用できるオープンスペースとしての機能も期待されている。そのため、史跡としての整備だけでなく、まちづくりの一環として整備・活用を図っていく必要がある。

本遺跡は非常に大きな可能性を秘めている。それは、単に客館という施設がかつて建っていた場所というだけではない。それは、太宰府市における新たな南北の交流軸の拠点であり、条坊街区を手掛かりとして、大宰府という都市の形成過程を知る場所であり、地域住民にとっての新しいまちづくりへと展開していく起点であるといえよう。

本遺跡は市民にとって、そして来訪者にとって、新しい太宰府へつながるための場所にならなければならない。

そのためにも、本構想においては、客館跡で営まれてきた歴史や文化などを現代につなぐ場になると共に、市民と来訪者のつながりを育み、既存の太宰府市内の観光拠点や文化遺産とをつなぐ、「つながりの場」の再生をめざした整備・活用を行っていくものとする。

## 2. 基本方針

基本理念に基づき、整備・活用にあたって以下の4つの基本方針を設定する。

### (1) 歴史・文化をつなぐ

国内に類をみないこの貴重な歴史資産を太宰府市民はもちろん国民共有の財産として現代から未来へつないでいくためには、西鉄二日市駅の乗降客をはじめとする国内外からの来訪者の様々な活用に資するよう広くその価値を伝えていく必要がある。

遺跡については、保存に万全を期し、表現と解説を主体とした展示を行うこととし、今後の各種調査によって明らかになる情報を積み重ねながら、来訪者が条坊や客館を五感で感じ、体験できるような親しみやすさとわかりやすさを兼ね備えた遺跡の表現を目指す。また、情報発信、歴史学習、体験を通じた理解を促進するために、ガイダンス機能の導入や、展示プログラムの充実を目指していく。

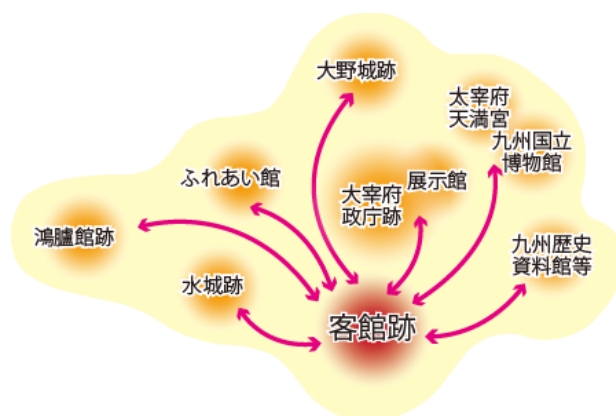


### (2) 拠点をつなぐ

本市の史跡回遊は、水城跡、大宰府政庁跡、太宰府天満宮、九州国立博物館という東西方向が主となっており、本遺跡と政庁跡を結ぶ南北軸については、かつて朱雀大路が通っていたという歴史背景を持ちながらも、大きな流れを生み出すには至っていない。

そこで、本遺跡の整備・活用にあたっては、観光情報の発信や市が推進するまると博物館事業における新たなコア・結節点として既存の観光拠点への回遊ルート強化などにより、市内の観光拠点や文化遺産とのつながりを強化し、大宰府の概要を伝える新たな拠点としての空間整備を行うことが必要である。

さらには、古代官道を介してつながる福岡市の鴻臚館跡や大宰府都城を構成する周辺市町の史跡群との広域連携を図りながら、多様性を持った歴史観光ネットワークの形成を目指していく。



### (3)人をつなぐ

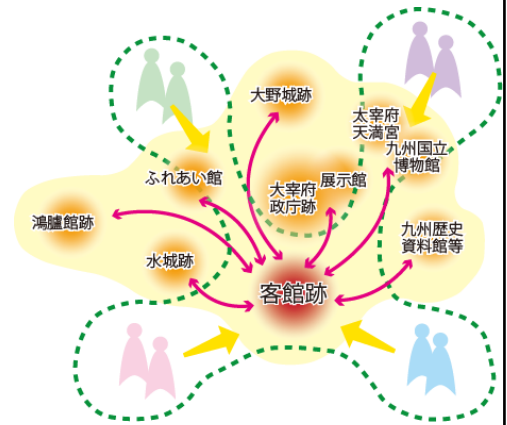
観光客をはじめとする来訪者の利用に加え、通勤通学の手段として日常的に西鉄二日市駅を利用している住民の利用までを視野に入れ、本遺跡では駅周辺を含めた一体的な空間の形成が必要である。

そのためには、本遺跡が有していた機能や意味性を含めた表現を行う中で、来訪者が行ってみたくなるようなシンボル性を持った空間として、かつ住民が日常的に利用したくなる親しみやすいオープンスペースとしての整備を行うことが求められる。

また、多様なニーズに対応しうるコンテンツの提供などにより、本遺跡を介して来訪者や地域住民がつながっていくきっかけを育む場となることを目指す。

こうした人のつながりが、本遺跡に対する愛着の形成、客館跡を介した新たな地域コミュニティ育成に結びつき、ひいては行政と市民、NPO等各種団体、企業の協働による管理・運営へと展開していくことが期待される。

さらには、地域住民の日常生活を支援する機能として、災害時における一時避難場所等としても活用できるよう防災機能の導入をあわせて検討する。



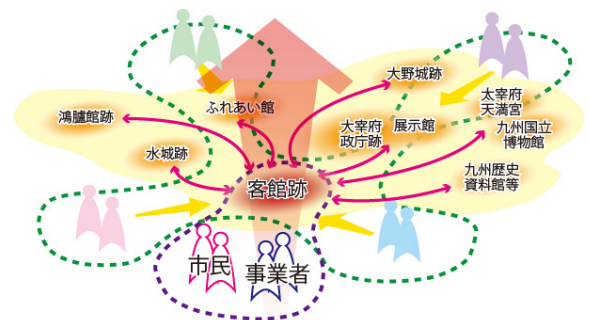
### (4)未来につなぐ

本遺跡を永く未来につないでいくためには、遺跡の適切な保存や表現に加えて、市民や事業者を巻き込んで継続的に発展していく仕組みが求められる。また、西鉄二日市駅に隣接する立地特性を活かして、遺跡単独の整備に留まるのではなく、長期的な視点に立脚したまちづくりの中での位置付けを明確にしていく必要がある。

そのため、本遺跡の整備については、計画段階から市民、地域住民の積極的な参加を促すとともに、客館跡の計画や整備を通して参加の場を提供していくことで、客館跡に対する地域のプライドを醸成していくことを目指すものとする。また、本遺跡と事業者との関わりにおいては、事業者による整備や運営、管理の導入など、民間活力をいかした事業スキームの構築を図る。これにより、従来の整備スキームにとらわれない多様な展開を視野に入れた計画の立案が可能となる。

また、次の時代を担う子どもたちに対しては、客館跡を含めた太宰府というまちの歴史を学ぶプログラムを充実させ、郷土の歴史・文化に触れる機会の創出に努めていく。

市民、事業者と行政が一体となった整備・管理・運営の仕組みが時間の流れと共に変化していく社会状況の中で、その時代に合わせて新たな価値を育んでいくことで、長きにわたりつながりの場の核としての客館跡が築かれていくことが期待される。



## 第 6 章 基本構想の実現に向けて

### 1. 段階的整備の考え方

本遺跡は、史跡指定地内において確認された大型建物等の遺構のみならず、周囲に広がる条坊区画との関係性から古代の都市大宰府の中での位置付けを明確にしていくという長期的な視点が必要である。

### 2. 整備イメージ

#### (1)Ⅰ期整備

概ね3～10年の期間については、供用開始後に市民を中心とした多様な活用のモニタリングを行う期間として位置づけ、広場的な空間整備を暫定的に行うものとする。

遺跡の情報を発信するサイン整備等を基本として、遺構の表面表示等で遺跡の概要を伝えていく。

また、西鉄が主催するイベントへの場所提供等を通して、将来的な駅と一体となった史跡のあり方についての検討を進めていく。

#### (2)Ⅱ期整備

Ⅰ期整備の期間において実施される活用モニタリングの結果を踏まえて、より具体的な整備を実施する。

大型建物の表現やガイダンス施設の整備、西鉄二日市駅の建て替えに伴う駅周辺開発事業との連携による整備等をこの期間に実施する。

#### (3)Ⅲ期整備

県道、西鉄太宰府線の付け替えといった大きな事業も想定されることから、史跡整備との連携を見据えた関係事業者、関係機関との調整を継続して行っていく。

### 3. スケジュール

以下の通り段階的な計画・設計の検討を行う。なお、今後の検討により施設の設計・整備・管理等において民間活力の導入スキームが決定した場合、状況に応じてスケジュールを見直すこととする。

